相

逐

館弁護

士会による 無料法律相

談

は、

談

相談を実施します

か

りにくた

め、

以 前

との

変化

島 檜山圏域障がい者総

えて総合的な相談支援を無 で行っています。 域で安心して生活できるよう 相 年齢、 障がいをお持ちの方が地 談支援センター 障がいの種別を超 め 13

【**日時**】10月22日 午前10時 (水 了 正

午

(会場)

はぴあ八雲

※予約制·先着順

函館弁護士会

い合わせ先

-0232

時

10

月24日(

金

午後1時~午後5時

(各相談時間30分)

バープラザ 第1会議室

会場

シ

ル

をお持ちの 方 (障 が

【共催】

渡島保健

方など、 方はどなたでも利用 その家族、 [対象者] 種別、 年齢等を問わず) 相談支援を受けたい 地域の関係機関 できま 0 B

交通

事故、

離婚等、

相談内容】

武、土地建物、

サラ金、 家庭内親

場

江差町文化会館会議

室

問い合わせ先】

(江差町字茂尻町

71

時

午前 10

-前10時~午後3時 2月16日(木)

無料調

停相談を

実施

します

13

%間の紛争について調停委員

者や家族の悩み 言語等に障がいを持ち、 記憶力や注意力の低 故や脳卒中等で脳 年 相悩 設会を聞き く時 を

問い合わせ先】 和談の秘密は守ら 相談に応じます。

れ

れます。

201

4

☎0139—52—01 江差簡易裁判所庶務課

下

性

があります。

見た目には

わ

次脳機能障がい」となる可日常生活に支障をきたす「

能

生活に支障をきたす「高

損傷後、

交通事

TEL 0137-62-2313

アシナガバチ 12,000 円(税別)~ キイロスズメバチ 20,000円(税別)~

この広告は八雲養護学校の生徒が就労体験学習で作成しました。

【場所】シルバープラザ 午後1時30分~午後3時 (日時】10月14日(火) ださ 惑うことがあります。 に家族や周 ますので、 者等を対象に相談会を開催し **道南支部** 【日時】 【主催・ ご本人やご家族、 脳外傷友の会コロポックル 0 1 3 8 -22 13 問い合わせ先】 お気軽にご相談 囲 0) 方が対応に戸 支援関係 6 8 時

労働者個人と使用者の労働紛争を解決します!

北海道労働委員会では、労働者個人と使用者の間で発生した解雇や労働条件などに関する労使紛争 の解決を支援するために「あっせん」を行っています。

■「あっせん」とは?

「あっせん」は、労働問題に精通した「あっせん員」(公益委員・労働者委員・使用者委員の3人一組) が労使紛争の当事者双方から事情を聴き、公平中立な立場で問題点を整理して助言等を行い、双方に 歩み寄りを勧める紛争解決手段です。突然、会社から解雇通告されたが理由等に納得出来ない。職場 がセクハラ等の対策を講じてくれない。など、お困りのときはご相談ください。

「あっせん」が解決をサポートします!!

申請は簡単で費用は無料です。札幌から遠隔地は現地に出向きます。秘密厳守・迅速に対応します (申請受付から1か月程度での解決を目指します)。

【労働問題に関するご相談】労働相談ホットライン **☎**0120−81−6105 【電話受付時間】(祝日、年末年始を除く)

~金曜日 午後5時~午後8時 ・土曜日 午後1時~午後4時

【あっせん制度のご利用・ご相談】

北海道労働委員会事務局(調整課個別対策グループ) ☎011-204-5667

【電話受付時間】月~金曜日 午前8時45分~午後5時30分(祝日、年末年始を除く)